

○金融商品取引業等に関する内閣府令（平成十九年内閣府令第五十二号）

改正案					現行																																																														
別紙様式第十七号の五（第二百八条の二十三第一項関係）					別紙様式第十七号の五（第二百八条の二十三第一項関係）																																																														
(日本工業規格A 4)					(日本工業規格A 4)																																																														
第 期事業報告書 (年 月 日から 年 月 日まで)					第 期事業報告書 (年 月 日から 年 月 日まで)																																																														
年 月 日提出					年 月 日提出																																																														
商号又は名称					商号又は名称																																																														
所在地					所在地																																																														
代表者の役職氏名 印					代表者の役職氏名 印																																																														
1 業務の状況					1 業務の状況																																																														
(1)～(5) (略)					(1)～(5) (略)																																																														
(6) 連結自己資本規制比率の状況					(6) 連結自己資本規制比率の状況																																																														
(記載要領)					(記載要領)																																																														
最終指定親会社の連結自己資本規制比率の状況を様式Aにより記載すること。ただし、第 208					最終指定親会社の連結自己資本規制比率の状況を様式Aにより記載すること。ただし、第 208																																																														
条の 28 第 1 項に規定する金融庁長官が定める場合にあつては、様式Bにより記載すること。					条の 28 第 1 項に規定する金融庁長官が定める場合にあつては、様式Bにより記載すること。																																																														
(様式A)					(様式A)																																																														
(略)					(略)																																																														
(様式B)					(様式B)																																																														
<table><tr><td>信用リスク・アセット算出手法</td><td></td></tr></table>					信用リスク・アセット算出手法		<table><tr><td>信用リスク・アセット算出手法</td><td></td></tr></table>					信用リスク・アセット算出手法																																																							
信用リスク・アセット算出手法																																																																			
信用リスク・アセット算出手法																																																																			
(単位：百万円)					(単位：百万円)																																																														
<table><thead><tr><th rowspan="2">項 目</th><th colspan="2">前期末</th><th colspan="2">当期末</th></tr><tr><th>経過措置による不算入額</th><th>経過措置による不算入額</th><th>経過措置による不算入額</th><th>経過措置による不算入額</th></tr></thead><tbody><tr><td>(略)</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>退職給付に係る資産の額</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>(略)</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>リスク・アセット等</td><td colspan="4"></td></tr></tbody></table>					項 目	前期末		当期末		経過措置による不算入額	経過措置による不算入額	経過措置による不算入額	経過措置による不算入額	(略)					退職給付に係る資産の額					(略)					リスク・アセット等					<table><thead><tr><th rowspan="2">項 目</th><th colspan="2">前期末</th><th colspan="2">当期末</th></tr><tr><th>経過措置による不算入額</th><th>経過措置による不算入額</th><th>経過措置による不算入額</th><th>経過措置による不算入額</th></tr></thead><tbody><tr><td>(略)</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>前払年金費用の額</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>(略)</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>リスク・アセット</td><td colspan="4"></td></tr></tbody></table>					項 目	前期末		当期末		経過措置による不算入額	経過措置による不算入額	経過措置による不算入額	経過措置による不算入額	(略)					前払年金費用の額					(略)					リスク・アセット				
項 目	前期末		当期末																																																																
	経過措置による不算入額	経過措置による不算入額	経過措置による不算入額	経過措置による不算入額																																																															
(略)																																																																			
退職給付に係る資産の額																																																																			
(略)																																																																			
リスク・アセット等																																																																			
項 目	前期末		当期末																																																																
	経過措置による不算入額	経過措置による不算入額	経過措置による不算入額	経過措置による不算入額																																																															
(略)																																																																			
前払年金費用の額																																																																			
(略)																																																																			
リスク・アセット																																																																			

○金融商品取引業等に関する内閣府令（平成十九年内閣府令第五十二号）

改正案					現行				
信用リスク・アセットの額の合計額					(新設)				
資産（オン・バランス）項目					資産（オン・バランス）項目				
調整項目に係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額					(新設)				
オフ・バランス取引等項目					オフ・バランス取引等項目				
CVA リスク相当額を 8 % で除して得た額					CVA リスク相当額を 8 % で除して得た額				
中央清算機関関連エクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額					中央清算機関関連エクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額				
(略)					(略)				
(削る)					調整項目に係る経過措置（連結自己資本規制比率改正告示附則第 7 条第 2 項）によりリスク・アセットの額に算入されるものの額				
リスク・アセット等の額の合計額（ヲ）					リスク・アセットの額の合計額（ヲ）				
(略)					(略)				
(注意事項)					(注意事項)				
1 (略)					1 (略)				
(削る)					2 「連結自己資本規制比率改正告示」とは、最終指定親会社及びその子法人等の保有する資産等に照らし当該最終指定親会社及びその子法人等の自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準を定める件の一部を改正する件（平成 24 年金融庁告示第 29 号）をいう。				
(削る)					3 本表の各項目のうち連結自己資本規制比率改正告示附則第 5 条第 1 項又は第 7 条第 1 項の規定の適用を受ける項目については、これらの規定によりその他の包括利益累計額又は調整項目の額に算入されなかった額を、その「経過措置による不算入額」の欄に記載すること。				
2～4 (略)					4～6 (略)				
(以下略)					(以下略)				